### サービス付き高齢者向け住宅事業に係る登録事項の更新手続きについて

サービス付き高齢者向け住宅事業の登録は、5年ごとの更新が必要です。事業を継続される場合は、 必要事項を確認のうえ、更新のお手続きをお願いします。

### 1. 登録申請受付窓口

登録窓口: 鹿児島市住宅課 計画係

住 所: 鹿児島市山下町11番1号 (東別館4階)

電話番号: 099-216-1363

### 2. 必要書類

サービス付き高齢者向け住宅事業の更新申請には、以下の表の書類が必要です。

	種類	様式等	添付省略の可否
	生权	<u>採以寺</u>	(下記3参照)
1	申請書	【サービス付き高齢者向け住宅事業登録申請書】	
		・システムで入力した申請書を印刷・押印し提出	
		(登録システム: <a href="http://www.satsuki-jutaku.jp">http://www.satsuki-jutaku.jp</a> )	$\times$
		※R4.9.1より新様式となっております。申請書右上に	
		「令和4年様式」と記載されたものをご提出ください。	
<b>②</b>	住宅の位置を表示した付近見取図	【付近見取図】	
	圧七の世間で水小した円型光収凶	サービス付き高齢者向け住宅の位置を表示	
	住宅及びその敷地又は当該敷地に	【配置図】	
3	隣接する土地に存する高齢者居宅	縮尺、方位、サービス付き高齢者向け住宅、高齢者	
	生活支援施設の敷地内の位置図	居宅生活支援施設(敷地内・隣接地)の位置を表示	
		【各階平面図】	
	間取り、各室の用途及び設備の概要を	縮尺、方位、サービス付き高齢者向け住宅の間取り、	
4	表示した各階平面図	各室の用途及び設備の概要を表示。また、状況把握等	
		サービス提供者の常駐場所を明示	
	加齢対応構造等を表示した書類	【別紙2 加齢対応構造等チェックリスト】	
<b>⑤</b>		・別紙2①又は別紙2②のチェックリスト	
		・各階の平面詳細図等(チェックリストの内容が分か	
		るもので、開口幅、段差、階段寸法、手摺位置・	
		高さ等を記載)	
	入居契約に係る約款	【賃貸借契約書等】	
		※入居契約と生活支援サービス(住宅事業者が実施	
6		するものに限る)の契約を別に締結する場合は、	
		サービスの提供に係る契約書も添付すること	
	住宅の管理や高齢者居宅生活支援	○該当する場合 【委託契約書の写し】	
7	サービスを委託により他の事業者に		
	行わせる場合は、委託契約に係る書類		

8	前払い金を受領する場合、法第7条	○該当する場合	
	第1項第8号の基準に適合すること	【保証委託契約書の写し】、【保証保険契約書の写し】、	$\bigcirc$
	を証する書類	【信託契約書の写し等】	
9	その他市長が必要と定める書面(チェックリスト等)		
	(1) 入居契約が登録基準に適合しているか否かを確認するチェックリスト	【別紙4 入居契約の登録基準適合性に関する チェックリスト】	×
	(2) 状況把握等サービス提供者が 規則第11条第1項第1号ロの 場合は資格証の写し等	【資格証の写し等】 ※サービス提供者が医療法人、社会福祉法人等の職員 である場合は添付不要	$\circ$
	(3) 25 m未満の住戸を登録する場合には、居間、食堂、台所等の部分が共同して利用するため十分な面積を有することを説明する書類	○該当する場合 【参考様式 共同利用設備等が十分な広さを有する ことを確認する書類】	
	(4) サービス付き高齢者向け住宅 事業の登録申請に係る添付書類 チェックリスト	【別紙5 登録申請に係る添付書類チェックリスト】	$\bigcirc$
10	重要事項説明書 (有料老人ホームに該当するサービ ス付き高齢者向け住宅のみ)	【重要事項説明書】 有料老人ホームに該当する場合、所定の様式を用いる こと https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/ch ouju/shisetu/kenko/fukushi/shisetsu/ichiran/yuur youjigyousya.html (市HP「有料老人ホーム設置届出など」)	

## 3. 添付書類の添付省略について

令和4年9月1日以降に更新登録の申請をされる事業者につきまして、**既に提出されている登録申請書の 添付書類の内容に変更がない場合**は、登録申請書にその旨を記載することで、記載した書類の添付を省略することができます。省略できる添付書類は上記「2. 必要書類」表中の右欄のとおりです。(○:省略可、×:省略不可)なお、申請書への記載方法は次ページのとおりです。

省略方法等の詳細については、次ページのほか「事業者向け登録システム」の「登録情報操作マニュアル (変更届出書作成・更新申請書作成)」の45ページをご確認ください。

以上、ご不明な点がございましたら、冒頭に記載の登録窓口までお問い合わせください。

# 登録更新申請の添付書類の省略

- ▶ 添付書類の省略方法について
- ▶ サ高住の登録の更新を申請するにあたり、既に提出されている登録申請書 の添付書類の内容に変更がないときは、登録申請書にその旨を記載し、当 該書類の添付を省略することができます。

